年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	っせん	等0)概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間において、その主張する標準賞与額(5万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、両申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月21日

② 平成20年6月20日

A事業所に勤務していた両申立期間に支給された賞与(5万円)から厚生年金保険料は控除されているが、ねんきん定期便では、当該賞与の記録が無いこととされている。

両申立期間に係る給料(賞与)支払明細書では、厚生年金保険料が控除されているので、両申立期間について、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成19年6月21日及び20年6月20日の給料(賞与)支払明細書並びに事業所が提出した19年及び20年の賃金台帳から、申立人は、両申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(5万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所の担当者は、「平成19年6月21日及び20年6月20日は、申立人に賞与を支給し、厚生年金保険料も控除していたが、当該賞与に係る賞与支

払届の提出を失念したため、申立人の保険料は納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の両申立期間に係る標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮崎厚生年金 事案 567

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③、④及び⑤について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月20日は1万2,000円、18年12月20日は20万円、19年8月1日は21万9,000円、同年12月20日は21万円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月20日

② 平成16年8月1日

③ 平成18年12月20日

④ 平成19年8月1日

⑤ 平成19年12月20日

A社から支給された全ての申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているが、年金事務所の記録では、全ての申立期間の賞与に係る記録が無い。事業主に確認したところ、「業務が忙しかったので、控除した保険料を社会保険事務所(当時)に納付していない。」との回答であり、賞与から保険料が控除されていたことは明らかなので、標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立期間①に係る賞与支払明細書及び申立人が提出した申立期間③、④及び⑤に係る賞与支払明細書から、申立人は申立期間①、③、④及び⑤について事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額、及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を決定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書において確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成 15 年 12 月 20 日は 1 万 2,000 円に、18 年 12 月 20 日は 20 万円に、19 年 8 月 1 日は 21 万 9,000 円に、同年 12 月 20 日は 21 万円にすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間①、③、④及び⑤に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料を社会保険事務所に納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、申立事業所の事業主が、「メモ書きに記載している平成16年8月分の10万円の賞与については、賞与の支給実態を確認しないまま書いてしまったが、同年は事業が不振の年であり、実際には賞与を支給することができなかった。」と供述しているところ、オンライン記録から、申立事業所に同時期に勤務している別の被保険者についても平成16年に賞与の支給があったことをうかがわせる記録が確認できない上、申立人が、「年度は不明であるが、賞与支払いの無い年度もあった。」と供述している。

このほか、当該期間においてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年6月及び同年7月を9万2,000円、同年8月を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月16日から同年9月16日まで 私は、昭和46年4月14日にA社に入社し、平成19年6月30日までの期間において継続して勤務したが、年金事務所の記録では申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間は、A社本社から同社B支社へ異動前の時期であり離職 した覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であった ことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職証明書、労働者名簿及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、昭和46年4月14日から平成19年6月30日までの期間において、同社に継続して勤務し(昭和49年9月16日にA社本社から同社B支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録などから、昭和49年6月及び同年7月を9万2,000円、同年8月を11万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

が保管する申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日が昭和49年6月16日として届け出られていることが確認できるところ、A社は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、誤った日付を資格喪失日として社会保険事務所(当時)に届け出たことを認めていることから、事業主が資格喪失日を49年6月16日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月から同年8月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から41年3月まで

私は、A市B地区のC事業所に臨時職員として採用されたが、当時の事業主から、「厚生年金保険に加入できないので、国民年金に加入した方が良い。」と勧められ、役所の職員がC事業所があるB地区に来たとき、自分で加入手続を行い、その後は、毎月、役所の職員に国民年金保険料を納付した。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 37 年 3 月頃に国民年金の加入手続を行い、年金手帳の交付を受けた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 1 月頃に払い出されていることが確認できるとともに、申立人が所持する年金手帳により、申立人は同年 1 月 21 日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、「これまで交付された年金手帳は2冊あり、昭和37年3月頃に旧姓で交付を受けた手帳は、現在、所持している年金手帳の交付を受けた際、社会保険事務所(当時)に返還した。」と主張しているが、現在、申立人が所持している年金手帳の国民年金欄に記載されている記号番号及び初めて被保険者となった日は、前述の改姓後の昭和52年1月頃に払い出された記号番号及び資格取得日(52年1月21日)であることが確認でき、申立人は、同年1月頃に初めて国民年金の加入手続を行ったものと考えられることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、「申立期間の国民年金保険料を毎月納付した。」とする申立人の主張には不自然さが見られる。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたこ

とを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無い上、ほかに申立期間 の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当た らない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 11 月から 46 年 4 月までの期間、46 年 7 月から同年 8 月までの期間及び 48 年 8 月から 49 年 4 月までの期間の国民年金保険 料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月から46年4月まで

② 昭和46年7月から同年8月まで

③ 昭和48年8月から49年4月まで

申立期間①及び②について、民生委員や調停員をしていた私の母が、 私が20歳になった時、私の老後を心配して、「20歳になったら国民年 金に加入し、60歳まで保険料を納付したら年金を満額もらえるので安 心だ。」と言っていたので、母が私の国民年金の加入手続を行い、保 険料を納付してくれていたと思う。

申立期間③について、臨時職員として勤務していたA市役所を昭和48年7月末に退職する際、職員から、「国民年金の手続をした方がよい。」と言われて、私が、同市の国民年金課で加入手続を行った記憶がある。その後、夫の転勤に伴う転居の手続を市役所で行う度に、国民年金の手続を行っていた。昭和49年にA市に転居した際にも国民年金の手続をしたところ、年金手帳が汚れており、旧姓を結婚後の姓に書き直されているのを担当者が見て、「新しい手帳に替える。」と言って回収され、現在所持している手帳が交付されたことを記憶しているので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が現在所持する年金手帳から、申立人は、昭和 49 年 5 月 29 日 に任意加入により国民年金の被保険者資格を取得し、同日に同手帳が発行されていることが確認でき、その時点において、申立期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間③については国民年金の未加入期間であったことから保険料を納付することができなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出され

ていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①及び②について、申立人は、「母が加入手続をし、保険料を納付してくれていたと思う。」と主張しており、申立期間③について、申立人は、「現在所持する年金手帳とは別の年金手帳を所持していた。保険料は実家のあるA市の金融機関で、母が納付してくれたと思う。」と主張しているものの、申立人の母親が申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料納付を行ったとするその母親も既に死亡しており納付状況等が不明であるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 37 年3月までの期間、41 年4月から 42 年3月までの期間、43 年4月から 44 年3月までの期間及び 44 年7月から平成8年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで

② 昭和41年4月から42年3月まで

③ 昭和43年4月から44年3月まで

④ 昭和44年7月から平成8年2月まで

私は夫に勧められ国民年金に加入し、国民年金の加入手続及び国民 年金保険料の納付は、夫が夫婦二人分を一緒に行ってくれた。

申立期間当初の国民年金保険料は、毎月自宅へ集金に来ていた地区の担当者に納付していたことを記憶している。

一緒に納付していた夫の記録は納付済みとされているのに、私の分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、「夫が夫婦二人分を一緒に手続した。」と申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫の国民年金手帳記号番号払出日(昭和36年2月20日)の約1年半後の37年9月18日に払い出されていることが確認でき、申立人の主張と相違している。

また、申立人は、「地区の集金人に保険料を納付していた。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において申立期間①は過年度保険料となることから、納付組織による保険料納付はできなかったと考えられ、申立人の主張には不自然さが見られる。

さらに、A市が保管する国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録によると、申立期間④のうち昭和45年4月から平成8年2月ま

での期間においては、国民年金の未加入期間とされていることから、当該期間の納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立期間は4回、計 356 か月間と長期間である上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の全期間においての保険料の納付を行っていたとする申立人の夫は既に死亡しているため、全申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人の夫が、全申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに全申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が全申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年2月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月から同年10月まで

私は、A市からB市に転居してから1年か2年後に、未納となっていた申立期間の国民年金保険料を納付するためB市役所へ出向いた。

市役所では国民年金担当窓口で未納となっている期間を確認した上で、準備していた現金10万円を超える現金を納付した記憶がある。

保険料を納付したことは間違いないので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金担当窓口で未納となっている申立期間を確認し、保険料を一括納付した。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立人が納付したとする第1号被保険者期間が確定するのは、平成13年7月2日(申立人の1号から3号への種別変更処理日)であることが確認でき、この時点では申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であることから、申立人がB市に転居(平成10年10月)してから1年か2年後に申立期間(第1号被保険者であった期間)を確定し、当該期間の保険料を一括納付したとする主張には不自然さが見られる。

また、申立人は、「B市に転居してから1年か2年後に市役所で納付した。」と主張しているところ、オンライン記録により、申立人がB市へ転居した平成10年10月の約1年後である11年10月19日に、申立人の申立期間の始期である10年2月の被保険者記録について第3号から第1号への種別変更に係る処理が行われていることが確認でき、申立人がその頃に市役所に出向いたことが推認できるが、この時点では申立期間の保険料は過年度保険料となり、B市は、「過年度納付書については市役所で発行を行うことはなく、社会保険事務所(当時)から送付すること

とされていた。」としていることから、申立人が市役所で当該期間の国 民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 564

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月1日から39年7月1日まで

② 昭和40年5月1日から同年8月1日まで

③ 昭和42年5月28日から43年8月10日まで

私は、昭和36年4月から43年8月までの期間においてA社に継続して勤務し、業務に従事した。

しかし、年金事務所の記録では、勤務していた期間のうち昭和39年7月1日から40年5月1日までの期間及び40年8月1日から42年5月28日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できる一方、全ての申立期間に係る記録が無いことに納得がいかない。

全ての申立期間について、申立事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の同僚の供述から判断すると、少なくとも昭和39年7月1日以前の期間において、申立人がA社の業務に従事していたことは推認できるものの、勤務期間を特定することができない。

また、申立事業所の事業主及び経理責任者は、既に死亡していることから、 申立人の当該期間における申立事業所での勤務実態、厚生年金保険の加入状 況及び厚生年金保険料の控除状況等について確認することができない。

さらに、申立期間①において、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いなど、申立人が当該期間に被保険者であったことをうかがわせる事情は見当たらな

V10

加えて、申立人は、A社に昭和36年4月1日から継続して勤務していると主張しているところ、国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間①の全ての期間において国民年金に加入し、当該期間のうち36年4月から37年3月までの期間及び38年4月から39年6月までの期間については国民年金保険料の申請免除記録が確認できる。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録において、申立人は昭和 40 年 3 月 31 日にA社を離職し、同年 8 月 1 日に被保険者資格を再度取得していることが確認でき、申立期間②において申立人が申立事業所に勤務していたことを推認することができない。

また、申立事業所の事業主及び経理責任者は、既に死亡していることから、 申立人の当該期間における申立事業所での勤務実態、厚生年金保険の加入状 況及び厚生年金保険料の控除状況等について確認することができない。

さらに、国民年金被保険者名簿の記録によると、申立人は、申立期間②の 全ての期間において国民年金に加入し、国民年金保険料の申請免除記録が確 認できる。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、 申立人が昭和40年5月1日に被保険者資格を喪失し、同年5月4日に健康 保険被保険者証が返納されたことを示唆する記録が確認できる。

3 申立期間③については、申立人は、「事業廃止後も約1年間において残務 整理に従事した。」と主張しているが、申立人が一緒に残務整理に従事した とする同僚は、「会社は倒産し、約1年間において残務整理に従事したが、 事業廃止後は、厚生年金保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料 は控除されていない。」と供述している。

また、商業登記簿謄本により、申立事業所は、昭和 42 年 5 月 28 日に事業 廃止していることが確認できるところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金 保険被保険者原票において、申立人及び前述の同僚を含む全ての被保険者は 同日付で被保険者資格を喪失し、申立人については、同年 6 月 6 日に健康保 険被保険者証を返納したことを示す「添付」の記載が確認できる上、継続療 養(初診年月日:昭和 42 年 5 月 22 日、期間満了年月日:43 年 5 月 27 日) の手続を行っていることが確認できる。

4 全ての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書及び源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 566

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月1日から52年5月30日まで

私は、申立期間の直前までの期間において、申立事業所とは別の会社に勤務していたが、「事務の面から立て直しを図ってほしい。」とA社の社長に頼まれ、引き抜きのような形で、昭和51年11月1日に同社B事業所に入社し、52年5月30日までの期間において勤務した。私が入社する際、前の会社の同僚も技術担当者として同時に同社B事業所に入社した。入社後は、私及び会社から委託を受けていた社会保険労務士が厚生年金保険及び雇用保険の手続を担当していた。

年金事務所の記録においては、A社B事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かったので、同時に入社した同僚に確認したところ、同社B事業所における厚生年金保険の被保険者記録があるとのことであった。

私は当該同僚と同じ条件で入社したのであり、私が保管する当時の給与明細書では、厚生年金保険料が控除されている上、当時のメモに健康保険被保険者証及び雇用保険の被保険者番号を記載しており、当該被保険者証を使用して病院で受診したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する申立期間当時のメモ及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社B事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の事業主は病気療養中であり、申立事業所から社会保険事務を委託していたと推認される社会保険労務士は既に死亡しているため、申

立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できる供述を得ることができない。

また、申立人が、申立事業所の給与明細書として提示した、「12月分」と記載された給与明細書を検証したところ、当該給与明細書に記載された厚生年金保険料は、申立期間直前に勤務していた申立事業所とは別の会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる申立人の昭和50年12月の標準報酬月額及び保険料率に基づく保険料額と一致することから判断すると、申立期間に発行されたものではないことが確認できる。

さらに、申立人が病院に通院していた根拠として提示したメモに記載された 健康保険被保険者番号とされる番号は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保 険被保険者原票において、申立人の被保険者番号ではなく申立人とは別人のも のであることが確認できる一方、申立事業所の事業所番号と一致していること が確認できる。

加えて、申立人が申立期間直前に勤務していた事業所に係る雇用保険の被保険者記録において、当該事業所に係る失業給付の受給資格決定が行われていることが確認できるところ、申立人は、「A社B事業所を退職した後、失業保険は受給せずに妻の親戚の会社でアルバイトをしていた。」と供述していることなどから判断すると、申立人は、失業給付を受けるための手続を、申立期間中に行っていたことがうかがえる。

また、申立人が、同時に入社し、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録があることを聞いたとして氏名を挙げた同僚については、申立期間に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる一方、申立人については申立事業所における雇用保険の被保険者記録が確認できない上、申立人が、「私は事務の担当であったが、一緒に入社した同僚は技術の担当であった。」と供述していることなどから判断すると、申立人は当該同僚と必ずしも同様の勤務形態であったとは限らない状況がうかがえる。

さらに、国民年金被保険者名簿において、申立期間は国民年金の強制被保険者期間とされていることが確認できるとともに、平成7年に申立人及び申立人の妻が市役所で面談した際、同年までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が整理及び確認された記載が認められるところ、同被保険者記録に申立事業所に関する記載は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。